

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	6	担当課	障がい福祉課
法令名	身体障害者福祉法	根拠条項	41-1	不利益処 分の種類	身体障害者社会参加支援施設 の事業廃止命令等	
<p>【身体障害者福祉法】 (事業の停止等) 第四十一条 身体障害者社会参加支援施設又は養成施設について、その設備若しくは運営が第二十九条第一項の規定による基準にそわなくなつたと認められ、又は法令の規定に違反すると認められるときは、都道府県の設置したものについては厚生労働大臣が、市町村の設置したものについては都道府県知事が、それぞれ、その事業の停止又は廃止を命ずることができる。</p>						